広報

ひがしそのぎ

Higashisonogi

2022
No.654

認定こども園やまだこどもえんで、〝オンラインサイエンスショー〟が行われました。

空気砲の勢いに驚く子どもたち。

目をキラキラ輝かせて科学の世界に興味津々。

意欲的な子どもたちの驚きや発見が学ぶ楽しさに繋がっていました。

入学･就職･転勤等による引越しで、住所を異動される方は、窓口での「正確な住所の届出」が必要です！

- 住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。
- 本人確認書類となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、最新のものにする必要があります。

（おもて面）

住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！

引越前

①転出届を提出し、転出証明書を受け取る

今住んでいる市区町村

引越後

②転出証明書を添えて、転入届を提出

新しく住む市区町村

- 転入届は、転入した日から 14 日以内に提出してください。
- 引越をした際には、「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、転入届提出時にマイナンバーカードもお持ちください。
- 「マイナンバーカード」を持っている人は、引越前の市区町村に「転入届の特例による転出届」を郵送することで、転出証明書の発行なしで、引越後の市区町村にのみ出向いて転入手続きをすることが可能です。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、５万円以下の過料に処されることがあります。

問 町民課戸籍係　☎46-1116

東彼杵町国民健康保険に加入している方へ
高額療養費の支給申請が簡単になります

ひと月の医療費が世帯の収入に応じて決められた限度額を超えたとき、その差額分が高額療養費として支給されます。

これまでは、該当する月ごとに医療機関等の領収書を添えて、窓口へ申請することとなっていましたが、初回のみ専用の申請書を提出していただくことで、翌月以降の申請が不要となり、高額療養費の支給に該当がある場合には、指定口座へ自動的に振り込まれます。

①対象者

原則として国保税の滞納がない世帯

※ただし、国保税の滞納がある場合でも、払い戻される高額療養費を滞納している国保税に充てることに同意される場合は対象となります。

②受付開始月

令和４年４月の高額療養費の申請案内分から適用

（原則令和４年１月分の病院等の受診分からが計算対象となります。）

③申請方法

該当される世帯には、これまでの高額療養費の申請案内（ハガキ）に「国民健康保険高額療養費支給申請書兼口座登録申請書」を同封して郵送します。申請書に必要事項を記入され、役場国保年金係窓口までご提出ください。

④申請に必要なもの

「国民健康保険高額療養費支給申請書兼口座登録申請書」、高額療養費の申請案内（ハガキ）、保険証、世帯主名義の通帳、マイナンバーがわかるもの

《ご注意ください！！》

この申請は、今まで高額療養費の申請をされたことがある方でも、改めて申請書の提出をしていただく必要があります。

また、令和３年12月以前の受診分については、従来どおり領収書を持って窓口で申請をしていただく必要があります。

問 健康ほけん課国保年金係　☎46-1202

児童扶養手当・特別児童扶養手当等のご案内

児童扶養手当

その年度に満１８歳以下の児童を養育しているひとり親の父、母または父母に代わり児童を養育している人に対し、手当が支給されます。

令和４年４月からの支給月額

児童１人		児童２人以上	
一部支給	全部支給	２人目	３人目以降
10,160 円～ 43,060 円	43,070 円	5,090 円 ～ 10,160 円の加算	3,050 円 ～ 6,090 円の加算

※一部支給の額は、受給者または同居の親族の所得額に応じて決まります。

特別児童扶養手当

精神または身体に中度程度以上の障害を持つ 20 歳未満の児童を監護・養育している家庭に手当が支給されます。

令和４年４月からの支給月額

手当等級	金額
特別児童扶養手当１級	52,400 円
特別児童扶養手当２級	34,900 円

特別障害者手当・障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方に対し手当が支給されます。

令和４年４月からの支給月額

手当等級	金額
障害児福祉手当（20 歳未満）	14,850 円
特別障害者手当（20 歳以上）	27,300 円

※受給者又は配偶者及び生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定以上ある場合など支給要件に当てはまらない場合があります。

＊＊＊＊＊特別児童扶養手当に関するお知らせ＊＊＊＊＊

令和４年４月１日から「眼の障害」の認定基準を一部改正します。

改正のポイント

１．視力障害の認定基準を改正します

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両目の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

２．視野障害の認定基準を改正します

これまでのゴールドマン型視野計に基づく認定基準に加えて、児童視野計に基づく認定基準を規定します。自動視野計の導入に伴い、ゴールドマン型視野計に基づく認定基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、視野障害についても１級の認定基準を規定します。

詳しい内容については、ホームページをご覧ください。

問 町民課福祉係　☎46-1155

狂犬病予防集合注射のお知らせ

生後 91 日以上の犬の飼い主は、飼い主になってから 30 日以内に畜犬登録 (狂犬病予防法第４条)、狂犬病予防注射 (毎年１回) を行ない鑑札と注射済票を飼い犬に装着することが法律により義務づけられています。(狂犬病予防法第４条及び５条)

注射等の料金について（犬１頭につき）

	登録手数料	注射料（獣医師会納入）	注射済票代	合計金額
登録をされている方	0円	2,800 円	550 円	3,350 円
新規に登録される方	3,000 円 (鑑札代等)	2,800 円	550 円	6,350 円

① 犬の登録が済まれている方には、後日通知ハガキをお送りしますので、必ずご持参ください。
② 噛まれる場合があるため、必ず首輪を持って保定できる方がお連れください。保定ができない場合は、動物病院で接種されることをおすすめします。
③ 注射会場では、犬の新規登録をはじめ、飼い主変更、所在地変更、死亡届などの手続きができます。
④ お釣りのないようご協力ください。

令和４年度　畜犬登録および狂犬病予防注射日程表

期日	時　　間	実施場所	期日	時　　間	実施場所
4月5日（火）	① 10:00 ～ 10:15	里農事研修施設	4月7日（木）	① 10:00 ～ 10:15	中尾公民館
	② 10:30 ～ 10:45	一ツ石農事研修施設		② 10:25 ～ 10:40	太ノ原公民館
	③ 11:00 ～ 11:15	木場農事研修施設		③ 10:50 ～ 11:05	大野原周辺地区集会所
	④ 11:30 ～ 11:40	蕪構造改善センター		④ 11:20 ～ 11:35	遠目公民館
	⑤ 13:20 ～ 13:30	中岳集落センター		⑤ 13:10 ～ 13:25	川内公民館
	⑥ 13:45 ～ 14:00	平似田農業研修センター		⑥ 13:35 ～ 13:45	法音寺公民館
	⑦ 14:10 ～ 14:25	東部地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ		⑦ 13:55 ～ 14:05	菅無田農事研修施設
				⑧ 14:15 ～ 14:30	坂本ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
4月6日（水）	① 10:00 ～ 10:15	駄地公民館	4月8日（金）	① 10:00 ～ 10:15	小音琴公民館
	② 10:30 ～ 10:45	八反田公民館		② 10:25 ～ 10:40	浦公民館
	③ 10:55 ～ 11:10	東宿ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ		③ 10:50 ～ 11:05	口木田ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
	④ 11:25 ～ 11:40	上杉公民館			
	⑤ 13:15 ～ 13:25	赤木集落ｾﾝﾀｰ（赤木）		④ 13:10 ～ 13:30	蔵本構造改善ｾﾝﾀｰ
	⑥ 13:40 ～ 13:55	㈲東峰前 (下三根)		⑤ 13:40 ～ 14:10	農民研修センター
	⑦ 14:05 ～ 14:20	樋口営農研修施設			

・時間をよくご確認のうえ、実施場所にお越しください。
・地区が違っても他の実施場所で、接種することができます。
・会場以外の場所で、注射することはできません。

問 環境衛生係　☎ 46-1165

県茶品評会・県茶園共進会・県茶業功労へ表彰状

２月２４日（木）役場応接室で、本年度の長崎県茶品評会、長崎県茶園共進会及び長崎県茶業功労の各受賞者に対し表彰状伝達式が執り行われました。

この伝達式は、当初予定されていた長崎県茶業振興協議会　綾香直義会長（長崎県農林部長）による表彰式が、コロナ感染症拡大で中止されたため、町長伝達となったもの。コロナ感染症の影響を考慮し、各部門で最高賞受賞の２名と茶業功労者１名を役場に招き行われました。

町長は「素晴らしい結果。今後もそのぎ茶の品質向上に邁進して頂きたい」、「現在のそのぎ茶があるのも、数十年に及ぶ銘柄確立に向けた努力の賜物です」と式辞。最後に、そのぎ茶の日本一奪還に向けた取り組み支援を約束し閉式となりました。

▲　左から尾上和彦さん、町長、中山一明さん、中山雄太さん

【結果（町内生産者のみ抜粋）】

（１）第 49 回長崎県茶品評会

●一般茶部門

順位	氏　　名	褒　　章
２位	大山良貴	九州農政局長賞
３位	西坂哲也	長崎県知事賞
４位	近藤徳重	西九州茶農業協同組合連合会会長賞

●蒸し製玉緑茶部門

順位	氏　　名	褒　　章
１位	中山雄太	農林水産省農産局長賞
２位	福田新也	九州農政局長賞
３位	高坂善男	長崎県知事賞
４位	大山良貴	長崎県茶業振興協議会長賞
５位	大山真美	全国農業協同組合連合会長崎県本部運営委員会長賞

（２）第 49 回長崎県茶園共進会

順位	氏　　名	褒　　章
１位	尾上和彦	九州農政局長賞

（３）長崎県茶業功労賞

氏　　名
中山一明

昭和４４年の就農後、永年に亘り、生産性の向上、品種改良、基盤整備など本県茶業を牽引された功績が称えられたもの。

元バスケット女子日本代表中川(なかがわ)聴乃(あきの)さん来庁

１月７日（金）、元バスケットボール女子日本代表で、現在はテレビ・ラジオでの解説者やコメンテーターとして活躍されている中川聴乃さん（長崎市出身）が町長を表敬訪問。

今回の訪問は、昨年町が長崎市内に期間限定で開設したそのぎ茶アンテナショップを中川さんが訪れたことが切っ掛けで実現したもの。

中川さんは「もともとお茶好きで、道の駅までよくそのぎ茶を買いにきます」と、そのぎ茶ファンであることを述べられ、町長は「日本一のそのぎ茶をぜひ多くの方々に広めて頂きたい」と、今後ＰＲに協力して頂くことを約束。にこやかな会談となりました。

▲　中川聴乃さん（右）

長崎街道かもめ市場に「そのぎ茶専門販売コーナー」

１月７日（金）、長崎市内でお土産品販売を手掛ける株式会社すみやの代表取締役貞住純子様が町長を訪問。

町とそのぎ茶振興協議会　尾上範幸会長とが同社と連携し、３月１８日（金）にオープンする長崎駅高架橋下商業施設「長崎街道かもめ市場」に出店する同社店舗に、そのぎ茶販売コーナー設置が正式決定したことから、その報告に来庁されました。

貞住代表取締役は「日本一の長崎そのぎ茶を、多くのビジネス客や観光客の皆様に召し上がって頂きたい」と抱負。町長は「そのぎ茶販路拡大にとって大きなチャンス」とあいさつ。今後はシーズンに応じた町内産農産物の販売イベントも企画されています。

▲　株式会社すみや　代表取締役貞住純子さん（右）

まちのあちこち

明るく楽しい話題がありましたら総務課までご連絡ください。
総務課総務係　☎46-1265（直通）

令和３年度第14回キャリア教育優良ＰＴＡ団体等文部科学大臣表彰受賞

東彼商工会青年部東彼杵支部
浦川　政裕支部長

キャリア教育とは、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていく教育です。

町商工会青年部の協力で、中学校では職場体験学習において、出張事業所体験や座談会をさまざまなアイディアで企画運営し、生徒のキャリア形成に向けた取り組みを行っていただきました。

また、小学校でも地域の生産品のお茶の販売、総合学習での協力、さらには先進的な企業活動や地域活動への協力も含め、長年にわたり継続的に学校に協力し、推進体制の整備に積極的な活動を行っている団体として高く評価されました。

▲　受賞された浦川さん（中央）

宝くじ社会貢献広報事業「コミュニティ助成事業」を活用

①遠目自治会では、令和３年度において宝くじの社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、会議用机１５台、椅子４５脚、椅子台車２台、エアコン３台、集会用テント２張、屋外ベンチ４台を整備しました。

会議やイベント等に参加しやすくなり、地域コミュニティ活動の充実・強化が見込まれます。

▲　助成事業で整備した物品

②小音琴自治会では、令和３年度において宝くじの社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、屋外掲示板１台、会議用机１５台、椅子５０脚、椅子台車２台、発電機１台、物置１台、エアコン１台を整備しました。

会議やイベント等に参加しやすくなり、地域コミュニティ活動の充実・強化が見込まれます。

▲　助成事業で整備した物品

③下三根自治会では、令和３年度において宝くじの社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、ノートパソコン１台、カラー複合機１台、給紙テーブル１台、プロジェクター１台、レーザーポインター１個、スクリーン１台、介護用椅子２脚、非接触体表温計１台、空気清浄機３台を整備しました。

会議やイベント等に参加しやすくなり、地域コミュニティ活動の充実・強化が見込まれます。

▲　助成事業で整備した物品

健康と暮らしの情報

トレーニング室利用講習会について

初めてトレーニング室を利用される方は講習会を受講してください。４月分の予約は、３月 22 日以降に健康推進係へお電話ください。

また、“トレーニング機器の使用方法を忘れてしまった”、“自分にあった機器の使用方法を知りたい”方なども再度、講習会を利用いただけます。ご希望の方は、健康推進係へ予約をお願いします。

日時：４月４日（月）19 時～ 21 時　　10 日（日）10 時～ 12 時
場所：会議室２（総合会館２階　保健センター内）
受講料：無料（東彼杵町に住民票が無い方は 500 円）
準備するもの：顔写真（横 2cm ×縦 3cm）２枚・マスク・運動ができる服装・
　　室内用シューズ・タオル・飲み物

〇トレーニング室利用について

利用講習会開催時は、トレーニング室の利用ができませんのでご注意ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、トレーニング室を休館及び利用講習会を中止する場合があります。詳しくは、町ホームページ又は健康推進係へご確認ください。

夜、眠れていますか？

毎日がなんだかつらい・・・それはこころが疲れているサインかもしれません。

３月は自殺対策強化月間です。こころの健康に関する相談窓口は多数あります。一人で抱え込まないで、気軽にご相談ください。

＜相談窓口＞

〇長崎いのちの電話　095-842-4343　〇こころの電話　095-847-7867　〇県央保健所　26-3306
〇佐世保こども・女性・障害者支援センター　0956-24-5080（児童相談　直通）
　　0956-24-5125（女性相談　直通）
　　0956-24-5272（身体及び知的障害相談　直通）

このほかにもさまざまな相談窓口があります。詳しくは健康推進係へお問い合わせください。

子育てに関する情報

乳児相談（３～４か月児）※対象者には通知します

日付：４月４日（月）
時間：受付 10:00 ～ 10:30　令和３年 12 月８日～令和４年１月４日生まれの赤ちゃん
場所：総合会館２階　保健センター

２歳児歯科健診※対象者には通知します

日付：４月 22 日（金）
時間：２班に分け受付をします。
　　受付時間は通知をご覧ください。
対象：令和元年６月 18 日～
　　令和元年 11 月 30 日生まれのお子様
場所：総合会館２階　保健センター

母子手帳交付

日付：４月 11 日（月）・４月 25 日（月）
受付：９時 30 分～ 10 時
場所：役場健康推進係（６番窓口）
必要な物：印鑑・マイナンバーカード・運転免許証

赤ちゃんに関する保健制度などを説明します。上記日時に来られない場合は、事前にご連絡ください。

長崎県不育症検査費用助成事業について

長崎県で令和３年４月１日から不育症検査に要する費用の一部の助成が始まりました。助成対象となる検査は流産検体を用いた染色体検査となります。詳しくは長崎県ホームページあるいは県央保健所（☎ 26 - 3306）へお尋ねください。

子ども予防接種週間

令和４年３月１日（火）から３月７日（月）までの７日間は子ども予防接種週間です。４月からの入園・入学に備えて必要な予防接種をすませ、病気を未然に防ぎましょう！

5 ～ 11 歳の新型コロナワクチン接種について

5 歳以上 11 歳以下のお子様の新型コロナワクチン接種が可能となりました。
ただし、接種の努力義務の規定は除外されています。
（使用するワクチン）　ファイザー社の小児用ワクチン
（回数及び間隔）　　通常、3 週間の間隔をあけて 2 回接種

〇町内での接種については意向調査の結果をもとに計画したのち、対象となるお子様（保護者様）へ接種の案内を送付します。
〇慢性呼吸器疾患や先天性心疾患、がん等、重症化リスクの高い基礎疾患をお持ちのお子様は特に接種が勧められています。基礎疾患等で通院中の医療機関で接種を受けることが可能で、かつ接種を希望される方はコールセンター（☎ 46-0111）までご連絡ください。
〇新型コロナワクチン接種日前後 2 週間は他の予防接種を受けられませんのでご注意ください。

すくすくねんね

4 月 5 日 (火) ～ 8 日 (金)　身体測定週間（午前中・母子手帳持参・予約不要）
4 月 12 日 (火)　リンパマッサージ　（4 組限定・参加費￥100・要予約）
4 月 20 日 (水)　みつろうバーム作り（4 組限定：午前中・要予約・材料費￥300)
4 月 26 日 (火)　こいのぼり製作（2 組限定：午前中・要予約)
4 月 27 日 (水)　こいのぼり製作 (2 組限定：午前中・要予約)
☆イベントはコロナウイルス感染拡大等で中止になることもあります。
☆ひろば利用に関する変更（利用制限等）が多々あります。直接お電話していただくか、FaceBook でも確認できます。
☆来所の際は、事務所前にて検温・マスク着用・手指の消毒をお願いします。

問 すくすくねんね　☎ 46-0737

令和 4 年度高齢者肺炎球菌予防接種について

ワクチン	自己負担額	対象者	回数
高齢者肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）	接種料金は医療機関によって異なりますが、自己負担は 5,000 円程度です。詳細は医療機関にお問い合わせください。 接種料金から下記の町助成額を引いた額が自己負担額となります。 《町助成額》 〇生活保護世帯　8,148 円 〇その他の世帯　3,055 円	①令和 4 年度中に下記年齢になる方（下記生まれの方が助成を受けられるのは、令和 4 年度のみです） 65 歳　昭和 32 年 4 月 2 日生～昭和 33 年 4 月 1 日生 70 歳　昭和 27 年 4 月 2 日生～昭和 28 年 4 月 1 日生 75 歳　昭和 22 年 4 月 2 日生～昭和 23 年 4 月 1 日生 80 歳　昭和 17 年 4 月 2 日生～昭和 18 年 4 月 1 日生 85 歳　昭和 12 年 4 月 2 日生～昭和 13 年 4 月 1 日生 90 歳　昭和　7 年 4 月 2 日生～昭和　8 年 4 月 1 日生 95 歳　昭和　3 年 4 月 2 日生～昭和　4 年 4 月 1 日生 100 歳　大正 11 年 4 月 2 日生～大正 12 年 4 月 1 日生 ②60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳 1 級）	1 回

※今までに肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある人は対象外となります。

接種場所：長崎県内の医療機関（一部除く）
接種期間：令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月、必ず医療機関へ予約をしてください。
その他：県外または一部医療機関で接種を希望される場合は、接種を受ける前に健康推進係に申請が必要です。

問 健康推進係　☎ 46-1200

令和３年度　じょうずに予防接種を受けるために・・・　保存版

ー予防接種を受ける前の注意ー

①町が配布した「予防接種と子どもの健康」をお読みになり、十分理解したうえで受けてください。
②乳幼児期の予防接種は個人通知をしませんので、計画的に受けてください。
③母子手帳を必ずご持参ください。（忘れた場合は受けられません。）
④対象年齢を過ぎてしまうと、任意の予防接種となり、自己責任・自己負担での接種となります。
⑤なるべく、「標準的な接種」の受け方で受けるようにしてください。
⑥予防接種の受け方についてわからない場合は、役場　健康推進係（☎46-1200）までお尋ねください。
※場所・・・県内の各医療機関（一部を除く）　また、なるべく本人の状況等を把握したかかりつけ医等で接種してください。
※期間・・・年間を通して受けることができます。必ず予約をしてください。

●接種スケジュール●

種類	対象年齢		回数	時期・間隔	標準的な接種
ロタ	ロタリックス	生後６週０日後から24週0日後までの間	２回経口接種	27日以上あける	【初回】 生後２月に至った日から出生14週６日後までの間に投与 ※留意事項 出生15週０日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週６日後までに初回接種を完了させることが望ましい
	ロタテック	生後６週０日後から32週0日後までの間	３回経口接種		
ヒブ	生後２～６０か月に至るまで	開始年齢が生後２～７か月に至るまで	初回３回追加１回	【初回】生後１２か月に至るまでの間に、２７日以上あける 【追加】初回接種終了後7か月以上あける ※生後12か月までに３回の初回接種を終了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日以上の間隔をおいて１回	【初回】生後２～７か月に至るまでに開始 【追加】初回接種終了後７～１３か月までの間隔をおく
		開始年齢が生後７～１２か月に至るまで	初回２回追加１回	【初回】生後１２か月に至るまでの間に、２７日以上あける 【追加】初回接種終了後7か月以上あける ※生後、12か月までに２回の初回接種を終了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日以上の間隔をおいて１回	
		開始年齢が生後１２～６０か月に至るまで	１回	－	
小児用肺炎球菌	生後２～６０か月に至るまで	開始年齢が生後２～７か月に至るまで	初回３回追加１回	【初回】生後２４か月に至るまでの間に、２７日以上あける ※ただし、初回２回目の接種が生後１２か月を超えた場合、初回３回目の接種は行わない。 【追加】初回終了後６０日以上の間隔をおいて、生後１２か月に至った日以降	【初回】生後２～７か月に至るまでに開始 【追加】生後１２～１５か月に至るまで
		開始年齢が生後７～１２か月に至るまで	初回２回追加１回	【初回】生後２４か月に至るまでの間に、２７日以上あける 【追加】初回終了後６０日以上の間隔をおいて、生後１２か月に至った日以降	
		開始年齢が生後１２～２４か月に至るまで	２回	６０日以上あける	
		開始年齢が生後２４～６０か月に至るまで	１回	－	

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>対象年齢</th><th>回数</th><th>時期・間隔</th><th colspan="2">標準的な接種</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">B型肝炎</td><td rowspan="2">1歳に至るまで</td><td>初回2回</td><td>【初回】27日以上あける</td><td colspan="2" rowspan="2">生後2か月に至った時から
生後9か月に至るまで</td></tr>
<tr><td>追加1回</td><td>【追加】1回目の接種から139日以上あける</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">四種混合
ジフテリア
百日咳 破傷風
ポリオ</td><td rowspan="2">生後3～90か月に至るまで</td><td>1期初回
3回</td><td>20日以上あける</td><td colspan="2">生後3か月に達した時から12か月に達するまでの間
（20～56日までの間隔）</td></tr>
<tr><td>1期追加
1回</td><td>1期初回接種（3回）終了後6か月以上あける</td><td colspan="2">1期初回接種（3回）終了後
12～18か月の間隔をおく</td></tr>
<tr><td colspan="2">BCG</td><td>1歳に至るまで</td><td>1回</td><td>－</td><td colspan="2">生後5か月に達した時から8か月に達するまでの間</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">水痘</td><td rowspan="2">生後12～36か月に至るまで</td><td rowspan="2">2回</td><td></td><td colspan="2">【1回目】生後12～15か月に達するまで</td></tr>
<tr><td>3か月以上あける</td><td colspan="2">【2回目】1回目接種終了後6か月～12か月までの間隔をおく</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">麻しん風
しん混合</td><td>生後12～24か月に至るまで</td><td>1期1回</td><td rowspan="2">－</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>小学校就学前の1年間</td><td>2期1回</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">日本脳炎</td><td rowspan="2">生後6～90か月に至るまで</td><td>1期初回
2回</td><td>6日以上あける</td><td colspan="2">3～4歳に達するまでの間
（6～28日までの間隔）</td></tr>
<tr><td>1期追加
1回</td><td>1期初回終了後6か月以上あける</td><td colspan="2">4～5歳に達するまでの間
1期初回終了後、おおむね1年の間隔をおく</td></tr>
<tr><td>9歳以上13歳未満</td><td>2期1回</td><td>－</td><td colspan="2">9～10歳に達するまでの間</td></tr>
<tr><td colspan="2">二種混合
ジフテリア
破傷風</td><td>11歳以上13歳未満</td><td>1回</td><td>－</td><td colspan="2">11～12歳に達するまでの間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">子宮頸がん</td><td>サーバリックス</td><td rowspan="2">12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
※現在、積極的な接種の呼びかけを差し控えています。接種にあたっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。

サーバリックスとガーダシル2つのワクチンを混合して接種することはできません。同一のワクチンを3回続けて接種するようにしてください。</td><td rowspan="2">3回</td><td>【2回目】
1回目から1か月以上あける
【3回目】
1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上あける</td><td rowspan="2">13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間</td><td>【2回目】
1回目の接種から1か月あける
【3回目】
1回目の接種から6か月あける</td></tr>
<tr><td>ガーダシル</td><td>【2回目】
1回目の接種から1か月以上あける
【3回目】
2回目の接種から3か月以上あける</td><td>【2回目】
1回目の接種から2か月あける
【3回目】
1回目の接種から6か月あける</td></tr>
</table>

●他の予防接種との間隔●

注射生ワクチン（BCG, 水痘、麻しん風しん）同士を受ける場合は 27 日以上あける
新型コロナワクチンを接種する場合は、接種する日の前後 13 日以上あける
上記を除く予防接種については接種間隔の制限はありません。

問 健康推進係　☎46-1200

地域おこし協力隊員　北郷　諭さん退任式

本町の地域おこし協力隊として３年間の任務が終了された、北郷 諭さんの退任式が、任期最終日である１月３１日に行われました。

北郷さんは、東彼杵町観光ツアー商品の企画立案及び運営を主な任務として、観光協会と連携しながら外国人向けのそのぎ茶体験ツアー支援や抹茶アート体験メニューの開発等、精力的に活動していただきました。

コロナ禍においては、従来とは全く異なる観光商品としてバーチャルツアーの企画及び支援に携わっていただくだけでなく、持ち前のデザインセンスを活かして、東彼杵町のコロナ対策支援事業に関するデザイン宣材の作成にも取り組んでいただきました。

退任後は、本町に引き続き定住されながら、町内のお茶農家さんのもとで「そのぎ茶」をさらに深く勉強するとともに、新たなお茶体験メニューを開発し、引き続き町の魅力発信や地域の活性化に貢献したいとされています。

町民皆様方の温かいご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます。北郷さん、３年間、大変お疲れさまでした。

＜ 退任後の取組 ＞

引き続き本町に定住。今後の活動は、この３年間の活動を通じて「そのぎ茶」への関心が高まったことから、さらに現場で直接「そのぎ茶」をもっと深く勉強するとともに、抹茶アートや新たなお茶体験メニュー（日本茶アドバイザー資格取得）を造成し、東彼杵町の魅力を伝えていく。

また、特技のイラストデザインや革靴や手芸クラフトを活かし製造・販売まで繋げていく。

１）任務期間

平成３１（2019）年２月１日～令和４（2022）年１月３１日（３年間）

２）業務内容

活動実績（※参考：地域おこし協力隊通信）

①観光協会主催イベント及び体験ツアー支援

農家民泊、インバウンドツアー (将軍トレイルツアー)、モニターツアー「茶旅」、バーチャルティーツアー支援、抹茶アート体験メニュー造成

②地域資源ブランディング及び地域事業者との連携

コロナ対策支援事業宣材デザイン作成、駅名標シンボルマーク作成、町主催まちづくりイベント宣材デザイン製作

③移住定住促進事業支援及び東彼杵町の活性化事業活動

日本橋長崎館東彼杵町フェア参加、西九州させぼ連携事業物産展参加、観光協会ＨＰ作成支援

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

令和４年度にかかる町内の固定資産（土地・家屋）の評価額などが記載された帳簿を縦覧できます。
無料でご覧になれますので、ご自分の資産について間違いがないかご確認ください。

区分	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿
縦覧できる人	町内に所有する土地にかかる令和４年度の固定資産税の納税者およびその同居家族又は代理人等	町内に所有する家屋にかかる令和４年度の固定資産税の納税者およびその同居家族又は代理人等
縦覧できる事項	町内の土地の所在、地番、地目、地積、価格など	町内の家屋の所在、家屋番号、種類、床面積、価格など
縦覧に必要なもの	納税者本人であることを証明する書類。なお代理人の場合は委任状も必要です。（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・社員証など）	
縦覧期間	令和４年４月１日（金）～令和４年５月２日（月）まで（土・日・祝日を除く）	
縦覧時間	午前８時 30 分から午後５時まで	
縦覧場所	東彼杵町役場　税財政課　固定資産税係	

問 固定資産税係　☎46-1261

農業者年金に加入しましょう！

【農業者年金の特徴】

①農業に従事する方なら広く加入できます！

●年間６０日以上農業に従事する方

●２０歳以上６０歳未満の方

●国民年金の第１号被保険者（保険料納付免除者を除く）

②積立方式・確定拠出型の少子高齢時代に強い年金です！

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まります。

③終身年金で８０歳までの保証付き！

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が８０歳前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から８０歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金を死亡一時金として遺族に支給されます。

④税制上の優遇措置があります！

保険料は全額社会保険料控除になり、所得税や住民税等の節税につながります。支払った保険料の１５%～３０%程度が節税になります。

⑤保険料額は自由に決められます！

月１万円から６万７千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。

農業経営の状況等に合わせて、いつでも見直しが可能です。

⑥保険料の国庫補助があります！

認定農業者等の一定の要件に該当する方には、保険料の２割、３割、５割の国庫補助があります。（最大２０年）

農業者年金の保険料が引き下げられました！

令和４年１月１日から、若い農業者が加入しやすいように、３５歳未満で要件を満たす方は、保険料の下限額が引き下げられました。

従来の下限額：２万円　⇒　改正後：１万円

【要件】

月額１万円からの保険料で加入できる対象者は、３５歳未満で次の①～⑤のいずれにも該当しない方（国庫補助の対象にならない通常加入の方）

①　認定農業者かつ青色申告者

②　認定新規就農者かつ青色申告者

③　①または②の者と家族経営協定を締結している配偶者または直系卑属

④　認定農業者または青色申告者

⑤　①または②以外の農業者の直系卑属で、農業に常時従事する後継者

【お申込み方法】

農業委員会事務局へご連絡ください。　農業委員会事務局（直通）46-1311

令和４年４月１日からの千綿駅管理及び売店等事業者が決まりました

女性３名で活動されているオーダーメイド型の花屋「ミドリブ」さんに決定しました。千綿駅全体を管理しながら、駅舎事務所において生花及びドライフラワー等を販売される予定です。

問 税財政課管財契約係　☎46-1205

東彼杵町でＳＤＧｓ！地域の魅力発見マップできました！

東彼杵町とサッカーＪ２「V･ファーレン長崎」は本年度、「持続可能な地域づくりに向けた社会連携事業」として『ＳＤＧｓってなんね？～ずっと暮らしたい東彼杵町をつくるヒントを学ぶ～』を行いました。このうち、住民の皆さんと一緒に取り組んだ「ＳＤＧｓ視点で地域の魅力発見マップをつくろう！」では、町内各地でフィールドワークやインタビューを行い、ＳＤＧｓ視点でみた町の魅力を地図にまとめました。

ＳＤＧｓは難しいことではありません。今回の取り組みを通じ、実は町のいろんな場所で既に実践されていることが分かりました。この「魅力発見マップ」を片手に、ぜひ皆さんも身近なＳＤＧｓを見つけ、取り組んでみてください。

マップは役場まちづくり課や道の駅などで配布中。※数に限りがあります。

お知らせ　毎月日曜日の個人番号カード発行申請・交付受付窓口

毎月日曜日の個人番号カード発行申請・交付受付窓口の４月の開庁予定日は24日(日)９時～12時です。

なお、27日(水)17時15分～19時にも時間外受付窓口を設けておりますのでご利用ください。

※　窓口は混み合うことがありますので、事前に予約をお願いします。
※　予約のご連絡は平日午前８時３０分から午後５時１５分までにお願いします。
※　持ってくるもの
①本人確認書類・・・写真付きの場合　１つ
写真無しの場合　２つ
②個人番号通知カード

予約・問合せ
町民課戸籍係　☎46-1116

お知らせ　学校給食費の口座振替依頼書の提出はお済みですか？

令和４年４月からの小中学校の給食費は、町が直接、児童生徒の保護者の皆さんから数期に分けて徴収することとなります。

納付方法は「口座振替による引落し」か「納付書による金融機関窓口等での納付」となります。

なお、口座振替による納付については「口座振替依頼書」の提出が必要です。手続きがまだの方は、お早めに金融機関窓口への提出をお願いします。

問 町学校給食センター　☎46-1758

お知らせ　ごみの焼却による火災をなくしましょう！

東彼杵町では、たき火やごみの焼却等による野焼きで、火災となった件数が毎年出火原因の上位を占めています。

空気が乾燥し風が強い日に野焼きをしたため、延焼拡大して付近の枯れ草などに燃え移ったり、消火が不十分であったため、再び燃え出して火災となった等、野焼きが原因である火災が大部分です。

屋外でごみを燃やす行為は、法律で禁止されています。屋外焼却（野焼き）は、煙・ススや悪臭等によりご近所に迷惑をかけるばかりではなく、塩化水素やダイオキシン類など有害物質発生の原因となります。

野焼きには一部例外として、認められているものもありますが、これらについても、むやみに行っていいというものではありません。

やむを得ず野焼きを行う場合は、事前に東消防署東彼出張所への届出が必要です。この届出は事前に消防機関が、火災とまぎらわしい煙や火炎を見た人が火災であると勘違いされ通報された場合も、火災ではないと消防機関が事前に把握することにより、消防車を出動させる等の混乱を防ぐためのものです。また、野焼きを行う場合、消火準備や火が消えるまでその場を離れないでください。

なお、日の出前や日没後、気象条件等により火災予防上危険であると判断した場合や、煙やスス、悪臭等により交通障害や苦情等が寄せられた場合は、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがあります。

各種相談窓口

行政相談

①日時　4月11日（月）10時～12時
　場所　役場1階　第2会議室
②日時　4月25日(月) 10時～12時
　場所　農村環境改善センター
どうぞお気軽にご相談ください。

問 総務課総務係　☎46-1265

心配ごと相談所開設

日時　4月9日（土）
　　13時30分～16時
場所　総合会館福祉センター相談室
相談員　田中　博子・毛利　政俊

無料弁護士相談所開設

日時　4月20日（水）
　　13時～16時
場所　総合会館福祉センター相談室

問 社会福祉協議会　☎46-0619

4月の交通事故巡回相談

開催日	時間	開催場所
4月14日(木)	10時～15時	県北振興局
4月26日(火)	10時～15時	大村市役所

相談の予約受付は、開催日の2日前(土・日、祝日を除く)までとなります。受付　長崎県交通事故相談所　095-824-1111(内線3776、3777)

「長崎いのちの電話」春の公開講演会

長崎いのちの電話では、自殺防止啓発事業として公開講演会を開催します。入場制限（100名程度）をさせていただきます。

日時：5月14日(土)14時から
場所：長崎県総合福祉センター5階大会議室（長崎市茂里町3-24）
演題：withコロナの時代に向かって（仮題）
　　―改めて問われる「聴くこと、寄り添うこと」の意味・意義―
講師：冨安兆子先生（北九州いのちの電話副理事長兼研修委員長）

健康ひとくちメモ

東彼杵郡医師会
八並　幹（波佐見町）

『整形外科領域のサプリメントについて』

「グルコサミンやコンドロイチンは膝の痛みに効きますか？」

ここ5，6年の事ですが、外来診療をしていると患者さんによく聞かれることがあります。

いわゆるサプリメント（以下サプリ）の事ですが、テレビ等で盛んにCMを流しているので殆どの方はご存じのはずです。私もテレビでよくサプリのCMを見るのですが、有名人や元気な高齢者の方々が「これのおかげで正座ができる様になりました」、「走れる様になりました」等の良い事づくめのコメントをされています。

果たして本当にCMで言うほどの効果はあるのでしょうか？結論から申し上げると効果はほぼ期待できません。

世の中に出回っているサプリの成分は主にグルコサミン、コンドロイチン、コラーゲン、ヒアルロン酸、プロテオグリカン等であり、それ自体は骨・軟骨等に含まれている立派なものです。ただ問題になるのは、口から接種したサプリの成分が膝にきちんと届いているのかデータが無い事です。

整形外科では膝痛の方々によくヒアルロン酸の関節内注射を行っています。直接間接内に入れるので膝関節内にヒアルロン酸は100%届いています。また、ヒアルロン酸注射によって間接内の疼痛・炎症物資の量が減少し、それに伴い膝痛の軽減が得られている事が大学レベルの研究で証明されています。サプリについては自分の調べた範囲では、そういった報告は無い様です。よくよくCMを見ているとテレビ画面の端の方に「これはあくまでも個人の感想であり効用ではありません」といったテロップが出ていますので、やはりCMの内容は鵜呑みできないと思われます。

サプリを使っていると言われる患者さんに、「効果はありますか？」と聞くと、殆どの方はやはり効果は無いと言われます。わずかではありますが、「効果がある」と言われる方もいらっしゃるのでサプリを使う事に対して全否定はできませんが、あくまでも補助的なものと考えていただければ幸いです。

価格もピンからキリまであり、高いものでは1月分が1万円を超える高価なものも多くあります。

「お試し価格が安かったので購入したら2回目以降が急に値段が高くなった」「1回購入したら継続購入を勧める電話がしつこくかかってくる」「購入をやめると連絡してもしつこく商品を送ってくる」等の話も聞きますので、使われるのはほどほど位にした方がいいと思います。

町長執務日誌から

2月の行動記録

1日　課長会
2日　東彼地区保健福祉組合管理者会
7日　県知事と21市町首長ＷＥＢ会議（新型コロナ関連）
17日　交流拠点「umino わ」オープニングセレモニー
18日　町消防団分団長会議
21日　長崎県土地改良事業団連合会総会
22日　定期監査報告
　　長崎県町村会合同総会
23日　社会連携事業オンライントークセッション
24日　長崎県茶品評会表彰伝達式
25日　東彼杵郡森林組合理事会

ふるさと納税だより

	件数	寄付額	前年度同月比較	
1月のふるさと納税受入額	367件	6,901,000円	+18件	-2,356,000円
令和3年度累計（1月末時点）	15,114件	319,792,750円	+2,397件	-13,131,350円

1月にふるさと納税していただいた方です。

宮澤　ひとみ 様　　山岸　茂樹 様　　石黒　智朗 様　　松葉　明則 様　　佐藤　祐司 様

※氏名等の公表を希望された方のみ掲載しています。

寄附者様から応援メッセージをいただきました。

・良い自然環境維持、素晴らしいと思います。

今月も多くのふるさと納税をいただき、誠にありがとうございました。
指定いただきました事業の実施に充てさせていただきます。
ふるさと納税に関するご質問等ありましたら、財政係までご連絡ください。　☎ 46-1205

自分の手でときほぐす！
ひとりほぐし
崎田　ミナ著

筋肉や骨など詳細に描き、頭のてっぺんから足先までの「ほぐしワザ」をわかりやすくマンガで図解してあります。細やかに説明してあるその技は、大学教授から鍼灸師まで専門家７人に習い、初めての人でも実践しやすいように著者自身が何度も試して厳選したもの。自分の体のことを知ってほぐすと「ほぐれ度」も格段にアップ。

好きな力加減でできて、自分で「手当」ができる「ひとりほぐし」で疲れやストレスを解消しませんか？

母親からの小包は
なぜこんなにダサいのか
原田　ひ香　著

母親の愛情たっぷりの小包、今日もどこかに届けられていることだろう。この作品は、ガチガチになった親子の確執が小包によって解けていく様を描いた短編集。

東京での一人暮らしを心配する母を時代遅れだと非難する娘の話から母親の再婚相手を嫌い、冷たい態度をとる娘を気にかける母の最後の小包の話まで、どれも珠玉の親の愛を感じることでしょう。

様々な≪想い≫が込められた小包に心が温まります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円／1世帯）のご案内

◆住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和３年１月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
◆給付金を受給するためには、手続きが必要です。

世帯全員の令和３年度「住民税均等割が非課税」の世帯	→ ２月上旬に町から確認書を発送しています（要返送） ※世帯の中に、令和３年１月２日以降に転入した方がいる場合、確認書は届きません。申請が必要です。
令和３年１月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）	→ 申請が必要です（申請期間：３月１０日（木）～９月３０日（金）） 申請時点で東彼杵町に住民登録がある方は申請してください。 【申請書配布先】町民課福祉係

問 町民課福祉係　☎46-1155

休日在宅当番医（３月・４月）

診療時間　９時００分～１７時００分

日	病院名	町	電話番号
３月20日	にいむら整形外科	川　棚	0956-82-6565
21日	波佐見病院	波佐見	0956-85-7021
27日	鈴木病院	東彼杵	0957-46-0145
４月　３日	まつお産婦人科	川　棚	0956-82-2038
10日	田渕医院	川　棚	0956-82-2111
17日	三島眼科医院	東彼杵	0957-46-0340

おくやみ

おくやみ申し上げます

紙谷　奈美子	101歳	本町
濵尾　ユキヱ	99歳	本町
下田　茂	93歳	東宿
岩永　政治	83歳	八反田

○敬称は略させていただきます。
○掲載希望の申出があったものだけを掲載しています。

東彼杵町内交通事故発生状況
※飲酒・無免許は事故件数

	人傷件数	死者	傷者	物件事故	飲酒	無免許
１月中	0	0	0	9	0	0
2022年中	0	0	0	9	0	0

東彼杵町の人口（１月末日現在）※（　）内は前月対比

総人口	世帯数	男性	女性
7,626 (-25)	3,145 (-7)	3,665 (-12)	3,971 (-13)

出生	死亡	転入	転出	その他
1	16	6	16	0

図書室からお知らせとおすすめの本

春は、移動の季節です。
引っ越し等で住所や電話番号が変わられた方は、図書室カウンターで変更手続きをお願いします。
（新しい住所が確認できるものをお持ちください。）

問 教育センター分室図書室　☎46-0705

たぬき
いせ　ひでこ　作

2011年春、絵描きの庭の家にたぬきの一家があらわれた。それ以来３月11日から綴られた地震日記は、庭の観察日記「たぬ記」になった。10年の歳月を経て、あるがままの「いのち」を描きたいという強い思いが溢れ、生まれた作品。表紙は、母親を亡くした子たぬきたち。「生きる」方向を見つめる目に映るものは何か....
自然を受け入れ、たくましく生きようとするたぬきと村長（作者）のまぼろしのようなおはなし。

広報 ひがしそのぎ 3
2022
No. 654
■編集発行
東彼杵町役場　総務課
長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6
☎0957-46-1111（代表）
E-mail soumu@town.higashisonogi.lg.jp
HP https://www.town.higashisonogi.lg.jp/
東彼杵町公式Twitter 更新中!!
■発行日 令和4年3月15日

わたしの作品　　彼杵小学校

２年　中谷　和真さん

２年　福田　琴音さん

１年　山本　千紗さん
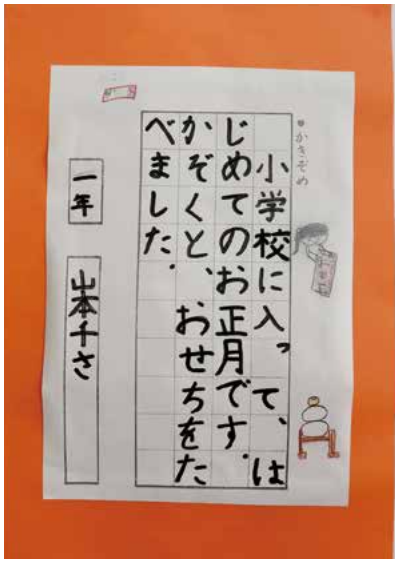
１年　琴岡　昴さん
読書感想画「はちのせかいへ」